

令和3年度指定管理者労務環境モニタリング
主な指摘内容と改善内容

指摘内容	改善内容
諸規程等の整備に関すること	
・就業規則で定める勤務区分毎の始業終業時刻とシフト表上のそれとに相違がある。	・令和4年3月に就業規則の変更手続きをし、令和4年4月1日から改正する。
・就業規則を事業所として所轄労働基準監督署に届け出ていない。	・所轄労働基準監督署に令和4年2月中に届け出る。
割増賃金の計算に関すること	
・割増賃金の計算に当たり、支給している手当が、割増賃金の算定の基礎から除かれている。	・令和4年3月支給分から変更する。
休憩、年次有給休暇に関すること	
・6時間超の労働時間で休憩のない従業員がいる。	・適正に休憩を確保できるよう勤務シフト等の見直しをする。
・年休10日以上付与される労働者に、年5日の年休を基準日から1年以内に時季を指定し与える必要があるが、年5日取得していない労働者がいる。	・有給休暇簿の管理を適正に行い、年5日以上取得させる。
障害者の雇用に関すること	
・法人として障害者雇用率を満たしていない。	・障害者雇用率を満たすように努力する。
相談窓口の設置に関すること	
・育児・介護休業等に関するハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントに対する相談窓口を設置していない。	・相談窓口を設置する。
安全衛生管理体制に関すること	
・衛生推進者を選任していない。	・衛生推進者を選任する。